

交	00	01	5年
(令和10年3月末まで保存)			

交 企 第 5 2 9 号

令 和 5 年 3 月 3 1 日

各 所 属 長 殿

交 通 部 長

特定自動運行に係る許可制度に関する解釈及び運用上の留意事項について
道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号。以下「改正法」という。）等の施行に当たり、その趣旨、内容及び留意事項については、「道路交通法の一部を改正する法律の施行に伴う交通警察の運営について」（令和5年1月19日付け交企第406号）をもって通達されたところであるが、特定自動運行に係る許可制度に関する解釈及び運用上の留意事項は別添のとおりであるので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、以下この通達において、「新法」とは改正法による改正後の道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）を、「新令」とは道路交通法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和4年政令第391号）による改正後の道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）を、「新府令」とは道路交通法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和4年内閣府令第67号）による改正後の道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）をいうものとする。

担当：交通部企画係

特定自動運行に係る許可制度に関する解釈及び運用上の留意事項

第1 制度の趣旨

法における自動運転への対応については、令和元年にレベル3に対応する改正がなされたところであるが、このレベル3の自動運転では、自動運転システムの作動継続が困難な場合には、運転者が運転操作を引き継ぐことを求められる。このため、法においては、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「車両法」という。）に基づく保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下「保安基準」という。）に適合する自動運転システムである自動運行装置を使用して自動車を用いる場合についても「運転」の定義に含まれることとし、法が運転者に課している義務については、当該自動運行装置を使用して自動車を用いる者がこれを負うこととされた。

他方で、レベル4の自動運転は、自動運転システムの作動継続が困難な場合であっても、システムがこれに対応するものである。そのため、レベル3の自動運転とは異なり、システムが正常に作動している間や、システムの作動継続が困難な場合にシステムによって対応が終了するまでの間は、運転操作の引継ぎを受けべき運転者が存在する必要があるといえる。

しかし、自動運転システムによって代替されるのは、飽くまで運転者の操縦に係る認知、予測、判断及び操作の能力の全部であるため、法が運転者に課している義務のうち、

○ 運転操作以外の義務（交通事故の場合の措置（法第72条第1項）等）については自動運転システムが遵守するものではない。また、現在の技術開発の状況を踏まえると、

○ 現場での個別具体的な対応が求められる義務（警察官等の交通規制（法第6条）、緊急自動車の優先（法第40条）等）についても、自動運転システムのみでは対応が困難であるとされている。

そこで、レベル4に相当する、運転者がいない状態で行われる自動車の運行においても、道路交通の安全と円滑を確保するため、法における運転者の義務のうち、自動運転システムによって対応できる義務については、自動車を運行する者が車両法に基づき保安基準に適合することが担保される自動運行装置を使用することによってその履行を担保することとし、自動運転システムによって対応できない義務については、その履行と同等の対応をすることを法において義務付けつつ、その具体的な対応方法は道路交通の安全と円滑を確保する責務を有する者が個別に審査することでその実効性を担保することとし、そのための枠組みとして、特定自動運行に係る許可制度を創設することとした。

第2 解釈

1 特定自動運行の定義

「特定自動運行」とは、道路において、レベル4に相当する自動運行装置をその使用条件で使用して、当該自動運行装置を備えている自動車を運行することをいい、「運転」に該当するような場合を除いている。

(1) 特定自動運行に使用することができる自動運行装置について

「特定自動運行」について規定する新法第2条第1項第17号の2において、レベル4に相当する自動運行装置は、当該自動運行装置を備えている自動車が法第62条に規定する整備不良車両に該当することとなったとき又は当該自動運行装置の使用が当該自動運行装置に係る使用条件を満たさないこととなったときに、直ちに自動的に安全な方法で当該自動車を停止させることができるものに限ることとした。

なお、この「自動運行装置」は、車両法第41条第1項第20号に規定する自動運行装置をいうこととされており、同条第2項では自動運行装置の定義が規定されているが、その定義はレベル3に相当するものとレベル4に相当するものの両方を含むものとされ、これらを区別していない。この点、令和5年1月の道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）の改正により、レベル4に相当する自動運行装置の基準が規定されるとともに、従来のレベル3に相当する自動運行装置（自動運行装置の作動中であっても運転操作を行うことができる状態を常に維持する者を要する自動運行装置）と区別されることとなった。

(2) 特定自動運行に該当しないものについて

「当該自動車の運行中の道路、交通及び当該自動車の状況に応じて当該自動車の装置を操作する者がいる場合」とは、例えば特定自動運行の許可を受ける前の試運転等を行う場合のように、前記(1)のような性能を有した自動運行装置を用いて自動車を運行しながらも、道路、交通及び当該自動車の状況に応じてハンドル及びブレーキ等の装置を操作する自然人がいる場合である。このような態様で行われる運行は、特定自動運行ではなく「運転」に当たることとなるため、当該自然人が法における運転者の義務を遵守すべきものとなる。

なお、「自動車の装置を操作する者がいる」とは、現に装置を操作している者がいる場合に限らず、当該自動車の運行中の道路、交通及び当該自動車の状況に応じて当該自動車の装置を操作する役割を担っているものの、自動運行装置による自動車の運行が適切に行われているため、現に操作をしているわけではない者がいる場合も含まれる。

また、「操作する者がいる」場所については、自動車の車内と車外とを問わないため、車内が無人の場合であっても、遠隔から自動車の装置を操作する者がいれば、特定自動運行の定義には該当せず、「運転」に当たることとなる。

さらに、レベル4に相当する自動運行装置を用いて、運転者がいない状態で自動車を運行する場合であっても、法第2条第1項第1号に規定する道路以外の場所でこれを行う場合には、当該運行は特定自動運行には当たらない。

(3) 放置違反金制度の対象とならないことについて

放置違反金制度は、「放置車両」を対象とした制度であるところ、「放置車両」については、法第51条の4第1項において「違法駐車と認められる場合における車両（中略）であつて、その運転者が当該車両を離れて直ちに運転することができない状態にあるもの」と定義されている。

この点、特定自動運行用自動車については、特定自動運行が終了して停止している場合であつて、その態様が違法駐車と認められるときであっても、当初から運転者は存在しないため、「その運転者が当該車両を離れて」直ちに運転することができない状態にあるわけではないことから、「放置車両」には該当せず、特定自動運行による駐車（特定自動運行中の駐車や特定自動運行終了後の駐車）については、放置違反金制度の対象とはならない。

なお、特定自動運行用自動車については、例えば急激な天候の変化により突然自動運行装置の使用条件が満たされなくなった場合等において直ちに自動車を停止させる作動である、いわゆる「リスク最小化制御」によって停止する場合には、違法駐車となるような場所又は方法で停止することとなるおそれがある。ただし、このような場合には、後記第3の1(3)シのとおり、特定自動運行主任者は、直ちに、当該特定自動運行用自動車の駐車の方法を変更し、又は当該特定自動運行用自動車を当該場所から移動するため必要な措置を講じなければならないこととしており、違法駐車と認められる場合の状態が直ちに解消されることを担保している。

2 運転の定義の改正について

改正法による改正前の法第2条第1項第17号は、レベル3に相当する自動運行装置を念頭に、「運転」を「道路において、車両等をその本来の用い方に従つて用いること（自動運行装置を使用する場合を含む。）」と定義していた。これは、「自動運行装置を使用する場合」について、レベル3に対応する法の制定時には想定されていなかった概念であることから、このような場合も「運転」に含まれることを確認的に規定したものである。

他方で、新法第2条第1項第17号の2の規定において、特定自動運行を「自動運行装置（中略）を当該自動運行装置に係る使用条件で使用」して自動車を運行する行為と定義した上で「運転」の定義から除くこととしており、自動運行装置の使用が自動車を「本来の用い方に従つて用いる」ことが明らかとなっていることから、「運転」の定義から「自動運行装置を使用する場合を含む」とする確認規定を削ることとした（新法第2条第1項第17号）。ただし、前記のとおり、自動運行装置を使用して車両等を用いる行為であつて特定自動運行に当たらないものは、「運転」に当たることには変わりはない点に注意されたい。

第3 留意事項

1 許可の申請の方法等

(1) 申請先について

特定自動運行を行おうとする者は、特定自動運行を行おうとする場所を管轄する都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の許可を受けなければならないこととした（新法第75条の12第1項）。

したがって、一の特定自動運行を行おうとする経路が二以上の公安委員会の管轄区域にわたる場合には、当該複数の公安委員会からそれぞれ許可を受ける必要がある。

このような場合には、当該複数の公安委員会の間で適切に情報共有を行うなど、連携して対応に当たること。

(2) 申請書の記載事項について

申請者は、新府令別記様式第5の9の特定自動運行許可申請書（以下単に「申請書」という。）に必要な事項を記載して公安委員会に提出しなければならないこととした（新法第75条の12第2項、新府令第9条の20第1項）。

申請書の記載事項及び留意事項は、次のとおりである。

ア 特定自動運行を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名並びにその役員の氏名及び住所（新法第75条の12第2項第1号）

後記(4)イの添付書類と突合し、記載に誤りがないことを確認すること。

イ 特定自動運行に関する計画（以下「特定自動運行計画」という。）（新法第75条の12第2項第2号）

申請書の所定の欄に特定自動運行計画の概要を記載するとともに、末尾に「（特定自動運行計画の詳細は別紙による。）」と記載し、特定自動運行計画の詳細を別紙として添付する必要があるため、事業者等に対する周知等に誤りのないようにすること。

当該特定自動運行計画の記載事項は後記(3)のとおりである。

(3) 特定自動運行計画の記載事項について

特定自動運行計画の記載事項及び留意事項は、次のとおりである。

ア 特定自動運行に使用する自動車（以下「特定自動運行用自動車」という。）の車名及び型式、自動車登録番号又は車両番号及び車台番号、特定自動運行用自動車の長さ、幅及び高さ並びに自動運行装置に係る使用条件（新法第75条の12第2項第2号イ、新府令第9条の20第2項）

後記(4)ア及びウの添付書類と突合し、記載に誤りがないことを確認すること。

イ 特定自動運行の経路（新法第75条の12第2項第2号ロ(1)）

特定自動運行を行う経路を地図上に記載して示すなどの方法により記載することが想定される。

特定自動運行を行う経路を特定し得る程度の記載が必要となるところ、「〇〇から〇〇までの間」等の曖昧な記載となっていないかを確認すること。

ウ 特定自動運行を行う日及び時間帯（新法第75条の12第2項第2号ロ(2)）

「土日祝日を除く平日午前9時から午後5時まで毎時1往復」等のように、特定自動運行を行う日時の時刻表を示すなどの方法により記載することが想定される。

特定自動運行を行う日及び時間帯を特定し得る程度の記載が必要となるところ、「昼間」等の曖昧な記載となっていないかを確認すること。

エ 特定自動運行により運送される人又は物（新法第75条の12第2項第2号ロ(3)）

移動サービスとして特定自動運行を行う場合には、乗客として想定される経路の周辺住民及び近隣の観光地に向かう観光客等を記載し、移動物販車として特定自動運行を行う場合には、運送及び販売する商品等を記載することが想定される。

特定自動運行の目的を明らかにする記載が必要となるところ、単に「荷物」等の曖昧な記載となっていないかを確認すること。

オ 特定自動運行を行うための前提となる気象の状況（新府令第9条の20第3項第1号）

「周辺の交通状況等を検知できない強い雨や濃霧等の悪天候ではないこと」等のように記載することが想定される。

どのような気象の状況下において特定自動運行を行うか（又は行わないか）を特定し得る程度の記載が必要となるところ、単に「悪天候でないこと」等の曖昧な記載となっていないかを確認すること。

カ 特定自動運行を行うための前提となる道路の構造並びに特定自動運行及び特定自動運行が終了した場合に講じられる措置が他の交通に及ぼす影響の程度（新府令第9条の20第3項第2号）

「特定自動運行を行うための前提となる道路の構造」については、道路に埋設された電磁誘導線等の自動運行補助施設（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第2項第5号に規定するものをいう。以下同じ。）その他の特定の道路構造が特定自動運行の前提となっている場合には、当該道路構造について記載することが想定される。

「特定自動運行及び特定自動運行が終了した場合に講じられる措置が他の交通に及ぼす影響の程度」については、交通量が少ないなどの経路の交通状況に基づき、特定自動運行が終了し、その後の対応を後記クの特定自動運行業務従事者が駆け付けて行うまでの間、停止している特定自動運行用自動車がある他の交通を妨げるおそれがないこと等を記載することが想定される。

キ 特定自動運行を管理する場所の所在地及び連絡先（新法第75条の12第2項第2号ハ）

特定自動運行を管理する場所（後記コのとおり、遠隔監視装置を備え付けること等が想定される場所をいう。以下同じ。）の住所（部屋番号等を含む。）及び電話番号を記載することが想定される。

ク 新法第75条の19第1項に規定する教育の具体的内容及びその実施方法（新法第75条の12第2項第2号ニ(1)）

特定自動運行実施者は、新法第75条の19第2項の規定により指定した特定自動運行主任者、同条第3項の規定により指定した現場措置業務実施者その他の特定自動運行のために使用する者（必ずしも特定自動運行実施者との間に雇用契約等がある必要はなく、特定自動運行実施者が特定自動運行に従事させる全ての者をいう。）（以下「特定自動運行業務従事者」という。）に対し、新法及び新法に基づく命令の規定並びに新法の規定に基づく処分により特定自動運行業務従事者が実施しなければならない措置を円滑かつ確実に実施させるため、教育を行わなければならないこととした（新法第75条の19第1項）ところ、当該教育の具体的内容（どのような事項について教育を実施するか等）及びその実施方法（どのような者が、どのような方法で、どのような時期、期間及び頻度で教育を実施するか等）について記載することが想定される。

ケ 新法第75条の19第2項の規定による特定自動運行主任者の指定及び同条第3項の規定による現場措置業務実施者の指定の方法（新法第75条の12第2項第2号ニ(2)）

特定自動運行実施者は、特定自動運行を行うときは、新法及び新法に基づく命令の規定並びに新法の規定に基づく処分により特定自動運行主任者及び現場措置業務実施者が実施しなければならない措置を講じさせるため、特定自動運行主任者及び現場措置業務実施者を指定しなければならないこととした（新法第75条の19第2項及び第3項）ところ、当該指定の方法として、特定自動運行主任者及び現場措置業務実施者となり得る者として確保している者の人数、特定自動運行主任者及び現場措置業務実施者を指定する行為（書面の交付、腕章の貸与等）、指定した旨の記録の方法のほか、他の事業者にて特定自動運行主任者や現場措置業務実施者としての業務を委託し、当該事業者の従業員をこれらの者として指定する場合には、当該事業者名、契約状況等を記載することが想定される。

なお、現場措置業務実施者は、新法第75条の20第1項第1号に規定する措置を講じて特定自動運行を行う場合において、新法第75条の23第1項及び第2項の規定による措置を講じさせるため、特定自動運行実施者が指定するものであるところ、新法第75条の20第1項第2号に規定する措置を講じて特定自動運行を行う場合には、現場措置業務実施者を指定する必要はないため、事業者等に対する教示等に誤りのないようすること。

コ 新法第75条の20第1項に規定する措置の実施方法及び当該措置を講ずるための装置、人員その他の体制（新法第75条の12第2項第2号ニ(3)）

特定自動運行実施者は、特定自動運行中の特定自動運行用自動車について、(7) 遠隔監視装置を特定自動運行を管理する場所に備え付け、かつ、当該場

所に特定自動運行主任者を配置する措置

(イ) 特定自動運行主任者を特定自動運行用自動車に乗車させる措置
のいずれかの措置を講じなければならないこととした（新法第75条の20第1項）ところ、特定自動運行主任者の配置場所（特定自動運行を管理する場所と特定自動運行用自動車の車内の別）や勤務体制（例えば、当番制としている場合には当番表（必ずしも特定自動運行主任者等となり得る全ての者の氏名の記載を求めるものではない。）等）、(ア)の措置を講ずる場合には当該遠隔監視装置の仕様等を記載することが想定される。

サ 新法第75条の20第2項の規定による表示の具体的方法（新法第75条の12第2項第2号ニ(4)）

特定自動運行実施者は、特定自動運行を行っているときは、当該特定自動運行用自動車の見やすい箇所に特定自動運行中である旨を表示しなければならないこととした（新法第75条の20第2項）ところ、当該表示に係る装置の仕様や、当該装置が特定自動運行用自動車に設置されている状況を示す写真等を記載することが想定される。

シ 新法第75条の21、第75条の22及び第75条の23第1項から第3項までの規定による措置を講ずるための設備、人員その他の体制及び当該措置の手順（新法第75条の12第2項第2号ニ(5)）

特定自動運行主任者は、

- 前記コ(ア)の措置が講じられている場合に遠隔監視装置の作動状態を監視する措置及び当該装置が正常に作動していないことを認めた場合に直ちに当該特定自動運行を終了させる措置（新法第75条の21第1項）
- 道路において特定自動運行が終了した場合に、新法の規定等により特定自動運行主任者が実施しなければならない措置を講ずべき事由の有無を確認する措置（新法第75条の21第2項）
- 特定自動運行が終了した場合において、特定自動運行用自動車又は特定自動運行主任者に対して警察官の禁止、制限又は命令等が行われているときに、特定自動運行用自動車を当該命令等に従って通行させる措置（新法第75条の22第1項）
- 特定自動運行が終了した場合において、当該特定自動運行用自動車に緊急自動車等が接近しているとき等に、当該緊急自動車等の通行を妨げないようにする措置（新法第75条の22第2項）
- 特定自動運行が終了した場合において、当該特定自動運行用自動車が違法駐車と認められる場合に、当該特定自動運行用自動車の駐車の方法を変更するなどの措置（新法第75条の22第3項）
- 前記コ(ア)の措置が講じられている場合において交通事故があったときに、当該交通事故の現場の最寄りの消防機関に通報する措置並びに現場措置業務実施者を交通事故の現場に向かわせる措置及び当該交通事故

の最寄りの警察署の警察官に交通事故発生日時等を報告する措置（新法第75条の23第1項）

- 前記コ(イ)の措置が講じられている場合において交通事故があったときに、負傷者を救護し、道路における危険を防止する等必要な措置を実施するとともに、警察官に交通事故発生日時等を報告する措置（新法第75条の23第3項）

を講じなければならないこととし、現場措置業務実施者は、

- 交通事故の現場において道路における危険を防止する等必要な措置（新法第75条の23第2項）

を講じなければならないこととしたところ、そのための設備（現場措置業務実施者その他の特定自動運行業務従事者が特定自動運行を管理する場所等から交通事故の現場等に駆け付けるために必要となる自動車等の設備や、現場措置業務実施者等が待機するための建物等）や実施体制（どれだけの人数の現場措置業務実施者等がどこに待機しているか等）、実施要領（どのような方法でこれらの措置を行うか等）等を記載することが想定される。

- ス 新法第75条の24の規定により読み替えて適用する新法第33条第3項の規定による措置を講ずるための設備、人員その他の体制及び当該措置の手順（新府令第9条の20第4項第1号）

特定自動運行主任者は、踏切において特定自動運行が終了した場合において、当該自動車を運転し、又は運転させることができないときは、直ちに踏切に停止している自動車があることを鉄道若しくは軌道の係員又は警察官に知らせるための措置を講ずるとともに、当該自動車を踏切以外の場所に移動するため必要な措置を講じなければならないこととした（新法第75条の24の規定により読み替えて適用する新法第33条第3項）ところ、これらの措置を講ずるための設備（特定自動運行業務従事者が当該踏切に駆け付けるために必要となる自動車等の設備や、同者が待機するための建物等）や実施体制（どれだけの人数の特定自動運行業務従事者がどこに待機しているか等）、実施要領（どのような方法でこれらの措置を行うか等）等を記載することが想定される。

- セ 新法第75条の24の規定により読み替えて適用する新法第75条の11第1項の規定による表示の具体的方法（新府令第9条の20第4項第2号）

特定自動運行主任者は、本線車道等又はこれらに接する路肩若しくは路側帯において特定自動運行が終了した場合において、当該自動車を運転し、又は運転させることができないときは、当該自動車が停止しているものであることを表示しなければならないこととした（新法第75条の24の規定により読み替えて適用する新法第75条の11第1項）ところ、当該措置の実施要領（使用する装置の仕様等）を記載することが想定される。

- ソ 新法第75条の24の規定により読み替えて適用する新法第75条の11第2項の

規定による措置を講ずるための設備、人員その他の体制及び当該措置の手順（新府令第9条の20第4項第3号）

特定自動運行主任者は、本線車道若しくはこれに接する加速車線、減速車線若しくは登坂車線（以下「本線車道等」という。）又はこれらに接する路肩若しくは路側帯において特定自動運行が終了した場合において、当該自動車を運転し、又は運転させることができないときは、速やかに当該自動車を本線車道等以外の場所に移動するため必要な措置を講じなければならないこととした（新法第75条の24の規定により読み替えて適用する新法第75条の11第2項）ところ、これらの措置を講ずるための設備（特定自動運行業務従事者が当該本線車道等に駆け付けるために必要となる自動車等の設備や、これらの者が待機するための建物等）や実施体制（どれだけの人数の特定自動運行業務従事者がどこに待機しているか等）、実施要領（どのような方法でこれらの措置を行うか等）を記載することが想定される。

(4) 添付書類について

申請書の添付書類は、次のとおりである。

ア 特定自動運行用自動車の車両法第60条第1項に規定する自動車検査証の写し又は同法第58条第2項に規定する自動車検査証記録事項が記載された書面（新府令第9条の21第1項第1号）

イ 住民票の写し（申請者が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）の適用を受ける者である場合）、旅券等の写し（申請者が住基法の適用を受けない自然人である場合）又は登記事項証明書及び役員の住民票の写し（当該役員が住基法の適用を受けない者である場合にあっては、旅券等の写し）（新府令第9条の21第1項第2号、第3号及び第4号）

ウ 特定自動運行用自動車の自動運行装置に係る使用条件が記載された書面（新府令第9条の21第1項第5号）

道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第31条の2の2の規定に基づき国土交通大臣又はその委任を受けた地方運輸局長（以下「国土交通大臣等」という。）が行う自動運行装置に対する使用条件の付与は、走行環境条件付与書を交付することによってこれを行うこととされている（「走行環境条件の付与の実施要領について（依命通達）」（令和2年3月31日付け国自技第269号））ところ、当該走行環境条件付与書の写し等を添付することが想定される。

エ 新法第75条の12第2項第2号ニ(5)に規定する設備の状況を明らかにした図面又は写真（新府令第9条の21第1項第6号）

オ 新法第75条の13第1項第5号の基準に適合することを明らかにする書類（新府令第9条の21第1項第7号）

例えば次のような書類を添付することが想定される。

○ 特定自動運行による人又は物の運送が、旅客自動車運送事業若しくは

自家用有償旅客運送又は貨物自動車運送事業として行われる場合には、当該旅客自動車運送事業若しくは自家用有償旅客運送又は貨物自動車運送事業を行うために必要な許可若しくは認可又は登録の申請状況を示した書類（申請書の写し等）

- 当該特定自動運行による運送サービスが、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）上の地域公共交通計画における地域公共交通の一つとして位置付けられているような場合には、その旨を記載した書類
- 路線や運賃等について既存の運送事業者と協議し、必要十分な運送サービスが提供できるものとして協議が調っている場合には、その旨を記載した書類
- 特定自動運行を行おうとする経路においてこれまで自動運転の実証実験を行っており、当該実証実験として、当該特定自動運行において行おうとするものと同様の目的及び態様の移動サービスを提供してきた場合には、当該実証実験の実績（当該移動サービスの利用者数や利用者の声等）を記載した書類
- その他地域住民の利便性又は福祉の向上に資するものとして地方公共団体の支援を受けている場合や、地域住民への説明会を実施している場合には、その内容を記載した書類

なお、当該特定自動運行による運送サービスが、自治体、事業者その他の関係者からなる推進協議会等の枠組みにより推進されている場合において、警察もこれに参画しており、これらの状況を把握している場合には、必要最小限の書類の提出を求めるにとどめるなど、申請者の負担軽減に配慮すること。

(5) 添付書類の追加提出及び特定自動運行計画への追記について

前記(4)に掲げる添付資料のほか、審査の内容に応じて必要となる書類については、申請者による特定自動運行の許可の申請後に、公安委員会が申請者に対し追加的に資料の提出を求めることができることとした。

また、特定自動運行計画が後記2の許可基準に適合することを担保するために必要となる事項については、申請者による特定自動運行の許可の申請後に、公安委員会が申請者に対し追加的にその内容を特定自動運行計画に記載することを求めることができることとした（新府令第9条の21第2項）。

この点、例えば特定自動運行用自動車に係る自動運行装置がいわゆる後付け式のものである場合にあっては、前記(4)ウの走行環境条件付与書の写し等に記載された自動運行装置が特定自動運行用自動車に取り付けられているか否かが直ちに明らかでないことから、当該規定に基づき、当該自動運行装置及びカメラ、センサーその他の自動運行装置の作動に必要な機器の設置状況を示す写真等の提出を求めるとともに、特定自動運行用自動車に当該自動運行装置が設

置されていること（特定自動運行用自動車複数ある場合やある特定自動運行用自動車に搭載可能な自動運行装置が複数ある場合には、どの特定自動運行用自動車にどの自動運行装置が搭載されているかを含む。）及び設置されている自動運行装置の名称及び型式を特定自動運行計画に確実に記載させること。

なお、前記(4)ウの書面によっては特定自動運行用自動車に係る自動運行装置の名称及び型式を確認することができない場合には、当該名称及び型式を示す書類の提出を求めること。

また、特定自動運行用自動車に係る自動運行装置が、車両法第99条の3第1項に規定する特定改造等を実施されたものである場合には、当該実施状況を示す書類の提出を求めるとともに、その内容を特定自動運行計画に確実に記載させること。

2 許可基準等

(1) 申請者から特定自動運行の許可の申請があった場合には、次の許可基準に適合することについて審査をすること。

ア 特定自動運行計画に係る特定自動運行用自動車特定自動運行を行うことができるものであること（新法第75条の13第1項第1号）

特定自動運行用自動車特定自動運行を行うことができるものであること、すなわち、当該特定自動運行用自動車がレベル4に相当する自動運行装置（当該自動運行装置を備えている自動車が法第62条に規定する整備不良車両に該当することとなったとき又は当該自動運行装置に係る使用条件を満たさないこととなったときに、直ちに自動的に安全な方法で当該自動車を停止させることができるものに限る。）を備えていることを担保するための基準である。

特定自動運行計画の当該基準への適合性の審査においては、前記1(3)アの記載事項と前記1(4)ア及びウの添付資料とを突合し、特定自動運行用自動車に自動運行装置が備えられており、当該自動運行装置がその作動中であっても運転操作を行うことができる状態を常に維持する者（又は運転者）を要するものでないことを確認すること。

また、当該基準に係る審査に当たっては、国土交通大臣等に意見を聴かなければならないこととした（新法第75条の13第2項第1号）。

したがって、許可をしようとするときは、特定自動運行計画の写し及び前記の添付資料の写しを意見聴取書に添付するなどして、国土交通大臣等に確実に意見聴取を行い、

- 特定自動運行用自動車が自動運行装置を備えたものであることについて疑義はないか
- 当該自動運行装置は、自動運行装置の作動中であっても運転操作を行うことができる状態を常に維持する者を要する自動運行装置ではないかを確認すること。

イ 特定自動運行計画に従って行われる特定自動運行が当該特定自動運行用自動車の自動運行装置に係る使用条件を満たすものであること（新法第75条の13第1項第2号）

特定自動運行が、特定自動運行用自動車の自動運行装置に係る使用条件を満たした状態で行われることを担保するための基準である。

例えば、使用条件が「周辺の交通状況等を検知できない強い雨や濃霧等の悪天候ではないこと」及び「自動車が電磁誘導線上にあり、当該自動車が検知可能な磁気が存在すること」であるにもかかわらず、悪天候の場合や電磁誘導線が設置されていない道路上でも特定自動運行を行うこととする特定自動運行計画となっていないか等を確認することが想定される。

特定自動運行計画の当該基準への適合性の審査においては、前記1(3)イ、ウ、オ及びカの記載事項と前記1(4)ウの添付資料とを突合し、特定自動運行計画が、特定自動運行用自動車の自動運行装置に係る使用条件を満たした状態で特定自動運行を行うこととしているものであることを確認すること。

なお、例えば急激な天候の悪化や、道路工事等による交通環境の変化等、当初は想定されなかったやむを得ない事由により、特定自動運行計画に従って特定自動運行を行っているにもかかわらず、当該特定自動運行中に当該特定自動運行用自動車の自動運行装置に係る使用条件から外れることとなる状況も想定されるが、当該許可基準はこのような事前に想定し得ない偶発的な状況を一切許容しないという趣旨ではなく、事前に想定する経路や気象等の特定自動運行を行う状況が特定自動運行用自動車の自動運行装置に係る使用条件に反するものではないことを確認するためのものであることに留意すること。

また、特定自動運行計画に記載の特定自動運行を行う状況が特定自動運行用自動車の自動運行装置に係る使用条件を満たすものであることについて疑義がある場合には、申請者に対して、前記1(5)の添付書類として特定自動運行計画に記載の特定自動運行を行う状況が特定自動運行用自動車の自動運行装置に係る使用条件を満たしていることを確認できる資料の追加提出を求めるなど、適切に対応すること。

さらに、当該基準に係る審査に当たっても、前記アと同様に国土交通大臣等に対して意見を聴かなければならないこととした（新法第75条の13第2項第1号）。

したがって、許可をしようとするときは、特定自動運行計画の写し及び前記の添付資料の写しを意見聴取書に添付するなどして、国土交通大臣等に確実に意見聴取を行い、特定自動運行計画に記載された特定自動運行を行う状況が、特定自動運行用自動車の自動運行装置に係る使用条件を満たすものであることについて確認すること。

ウ 新法の規定等により特定自動運行実施者又は特定自動運行業務従事者が実

施しなければならない措置の円滑かつ確実な実施が見込まれるものであること（新法第75条の13第1項第3号）

自動運行装置により対応することができない措置や、自動運行装置による対応が想定されていない措置が適切に行われることを担保するための基準である。

「新法の規定等により特定自動運行実施者又は特定自動運行業務従事者が実施しなければならない措置」として想定される事項及び当該措置が円滑かつ確実に実施されることを審査するに当たっての留意事項は、それぞれ次のとおりである。

(7) 新法第75条の19第1項の規定により特定自動運行実施者が実施しなければならない特定自動運行業務従事者への教育

前記1(3)クにより特定自動運行計画に記載された方法等によって、当該教育が適切に行われるかどうかを審査する。

なお、当該教育については新府令第9条の27の規定に基づき行うこととしたところ、当該審査に当たっては、以下の点を確認すること。

- 当該教育事項について十分な知識経験がある者が教育を行うこととしているものであるか。
- 特定自動運行に係る業務の適正な実施に必要な法令（当該特定自動運行業務従事者が業務を行う上で遵守しなければならない法令）に関する事項をその教育事項に含んでいるか。
- 当該特定自動運行計画の内容（特定自動運行主任者に対する教育については、それに加え特定自動運行用自動車の自動運行装置の仕様に関すること）をその教育事項に含んでいるか。
- 当該特定自動運行計画において特定自動運行業務従事者が実施することとされている措置を実施するための手順及びそのために必要な設備の使用方法に関することをその教育事項に含んでいるか。
- 前記のほか当該特定自動運行計画において特定自動運行業務従事者がその業務を適正に実施するために必要な知識及び技能に関することをその教育事項に含んでいるか。
- 前記の教育を効果的に行うことができるだけの十分な時間及び頻度が確保されているか。

また、必要に応じて当該教育の実施状況を事後的に確認することができるよう、許可に当たっては、簿冊の作成等の方法により当該教育の実施状況を適切に記録することを指導し、又は新法第75条の15第1項の規定に基づき条件を付すこと。

(4) 新法第75条の19第2項及び第3項の規定により特定自動運行実施者が実施しなければならない特定自動運行主任者及び現場措置業務実施者の指定
前記1(3)ケにより特定自動運行計画に記載された方法等によって、当

該指定が適切に行われるかどうかを審査する。

なお、特定自動運行主任者については、次の要件を備える者のうちから指定しなければならないこととした（新府令第9条の28）ところ、当該審査に当たっては、特定自動運行計画に従って当該指定を行った場合に、当該指定を受けた特定自動運行主任者がこれらの要件を満たすこととなるかを確認すること。

- a 両眼の視力又は両耳の聴力を喪失した者でないこと。
- b 特定自動運行計画に従って特定自動運行を行うために必要な設備を適切に使用することができる者であること。

例えば、特定自動運行主任者が遠隔監視装置その他の設備を操作することが予定されている場合には、「上肢に不自由がないこと」等を確認することが想定される。

- c 前記 a 及び b のほか、新法の規定等により特定自動運行主任者が実施しなければならない措置を円滑かつ確実に実施する上で支障があると認められる者でないこと。

例えば、特定自動運行主任者が特定自動運行終了後の特定自動運行用自動車を運転することが予定されている場合には、「当該特定自動運行用自動車の種類及び目的に応じた運転免許を保有していること」等を確認することが想定される。

また、現場措置業務実施者については、法令上要件は定められていないものの、同者は、特定自動運行主任者の指示により特定自動運行に係る交通事故の現場に向かうとともに、同現場において、道路における危険を防止するため必要な措置を講じなければならないこととした（新法第75条の23第1項及び第2項）ことから、当該審査に当たっては、特定自動運行計画に従って当該指定を行った場合に、当該指定を受けた現場措置業務実施者がこれらの措置を適切に行うことができることとなるかを確認すること。

さらに、当該指定の方法については、例えば

- あらかじめ特定自動運行主任者及び現場措置業務実施者となり得る者の集団を特定し、当番表を作成の上これらの者の中から輪番制で指定する方法
- 特定自動運行主任者及び現場措置業務実施者の業務を他の事業者に委託し、当該事業者の従業員を特定自動運行主任者及び現場措置業務実施者として指定する方法

等の方法も妨げられるものではないが、このような場合には、これらの者の業務従事の状態を事後的に確認することができるよう、許可に当たっては、簿冊の作成等の方法によりどの日時においてどの者が特定自動運行主任者及び現場措置業務実施者として従事していたかを記録し、保存することを新法第75条の15第1項の規定に基づく条件とすること。

- (ウ) 新法第75条の20第1項の規定により特定自動運行実施者が実施しなければならない特定自動運行主任者の配置等

前記1(3)コにより特定自動運行計画に記載された方法等によって、当該配置等が適切に行われるかどうかを審査する。

なお、特定自動運行主任者を特定自動運行を管理する場所に配置する場合には、併せて当該場所に遠隔監視装置を備え付けなければならないこととした(新法第75条の20第1項第1号)ところ、当該遠隔監視装置の要件(新府令第9条の29)及び審査に当たっての留意事項は、次のとおりである。

- a 特定自動運行を行う場合(道路において当該特定自動運行が終了した場合を含む。)において、特定自動運行用自動車に取り付けられた装置から送信された当該特定自動運行用自動車の周囲の全方向の道路及び交通の状況並びに当該特定自動運行用自動車の車内の状況に係る鮮明な映像及び明瞭な音声並びに当該特定自動運行用自動車の位置情報を常時かつ即時に受信することができるものであること。

当該鮮明な映像及び明瞭な音声については、特定自動運行主任者が当該映像及び音声に基づき、同者が実施しなければならない措置を適切に行うことができる程度のものであることが必要である。

なお、当該要件においては、鮮明な映像及び明瞭な音声を常時かつ即時に「受信」することが求められているのであって、当該映像及び音声を常時ディスプレイ等に表示し、スピーカー等から発生させる必要はないことに留意すること。

- b ディスプレイその他の特定自動運行主任者がaの映像及び位置情報を視覚により認識するための機器を有するものであること。

当該機器については、ディスプレイのほか、例えばスクリーンにプロジェクターを通じて映像を映し出すものが想定される。

- c スピーカーその他の特定自動運行主任者がaの音声を聴覚により認識するための機器を有するものであること。

当該機器については、スピーカーのほか、例えばイヤホンが想定される。

- d 無線通話装置その他の特定自動運行主任者が特定自動運行用自動車の車内にいる者及び車外にいる者との間で音声の送受信により通話をするための機器を有するものであること。

当該機器については、無線通話装置のほか、例えば有線の通話装置が想定される。

- e aの映像若しくは音声若しくは位置情報の受信又はdの音声の送受信を正常に行うことができないこととなった場合には、直ちに、特定自動運行主任者にその旨を通知するものであること。

映像若しくは音声又は位置情報の送受信を「正常に行うことができないこととなった場合」とは、これらの送受信が途切れた場合のほか、送受信に著しい遅延が認められた場合や、映像の鮮明さ又は音声の明瞭さが低下した場合も含まれる。

なお、当該正常な送受信についても、特定自動運行主任者が当該送受信に係る映像若しくは音声又は位置情報に基づき、同者が実施しなければならない措置を適切に行うことができる程度のものであることが必要であることから、どの程度の遅延等が発生した場合に通知されるのかを具体的に明示させた上で、当該設定が適当なものであるかを確認すること。

f a の映像及び音声並びに位置情報、d の通話の内容並びに e の通知に係る情報を記録するものであること。

当該要件により記録しなければならないのは、当該遠隔監視装置が送受信した情報であって、特定自動運行用自動車側に備えられたカメラ、マイク等の機器が送受信した情報ではないことに留意すること。

なお、当該記録については、法令上その保存期間は定められていないものの、特定自動運行主任者がこれらの映像や音声等を認知した上でその業務を行うことができているか否かを事後的に確認する必要があることから、適切な期間保存を行うよう指導し、又は新法第75条の15第1項の規定に基づき条件を付すこと。

g サイバーセキュリティ(サイバーセキュリティ基本法(平成26年法律第104号)第2条に規定するサイバーセキュリティをいう。)を確保するために必要な措置が講じられているものであること。

ウイルス対策ソフトをインストールしていること、使用するソフトウェアについて常に最新の状態に更新していること、外部からの不正なアクセスを遮断するためにファイアウォール等を導入していること、申請者が法人である場合には情報セキュリティポリシーを定めていること等を確認することが想定される。

(エ) 新法第75条の20第2項の規定により特定自動運行実施者が実施しなければならない特定自動運行中である旨の表示

前記1(3)サにより特定自動運行計画に記載された方法等によって、当該表示が適切に行われるかどうかを審査する。

なお、当該表示については、「自動運行中」の文字を特定自動運行用自動車の自動運行装置の作動状態と連動して見やすく表示する装置を、当該特定自動運行用自動車の前方及び後方から見やすい位置に取り付け、当該装置を作動させる方法により行うこととした(新府令第9条の30)ところ、当該表示については、当該特定自動運行用自動車から法第26条の規定に基づき保持すべき車間距離を保った位置において、当該「自動運行中」の文

字を容易に視認することができる程度のものであることが必要である。

また、当該表示は、特定自動運行用自動車の自動運行装置の作動状態と連動する必要があるため、常に一定の情報を表示するもの（例えば自動運行中である旨を示すステッカー等を特定自動運行用自動車に貼付するなど）は、当該表示に係る装置の要件を満たさないことに留意すること。

- (オ) 新法第75条の21第1項の規定により特定自動運行主任者が実施しなければならない遠隔監視装置の作動状態の監視及び当該装置が正常に作動していないことを認めた場合における当該特定自動運行を終了させる措置

前記1(3)シにより特定自動運行計画に記載された体制及び手順によって、当該措置が適切に行われるかどうかを審査する。

当該審査においては、例えば特定自動運行を管理する場所の特定自動運行主任者が容易に操作し得る位置に特定自動運行を終了させるための装置が備えられていること等により、前記(ウ) e の通知を受けるなどして遠隔監視装置が正常に作動していないことを同者が認めた場合に、同者が直ちに特定自動運行を終了させることができるものであるかを確認すること。

- (カ) 新法第75条の21第2項の規定により特定自動運行主任者が確認しなければならない、同者が実施しなければならない措置を講ずべき事由の有無

前記1(3)シにより特定自動運行計画に記載された体制及び手順によって、当該措置が適切に行われるかどうかを審査する。

なお、特定自動運行が終了した場合には、特定自動運行主任者は、

- 特定自動運行用自動車又は特定自動運行主任者に対して、警察官の禁止、制限又は命令等が行われているか否か
- 特定自動運行用自動車に緊急自動車若しくは消防用車両が接近し、又は特定自動運行用自動車の付近に緊急自動車若しくは消防用車両があるか否か
- 特定自動運行用自動車が違法駐車と認められるか否か
- 特定自動運行用自動車に係る交通事故があるか否か
- 特定自動運行用自動車は踏切にあるか否か
- 特定自動運行用自動車は本線車道等又はこれらに接する路肩若しくは路側帯にあるか否か

を確認することが想定される。

- (キ) 新法第75条の22第1項の規定により特定自動運行主任者が実施しなければならない、特定自動運行用自動車を警察官の禁止、制限又は命令等に従って通行させる措置

前記1(3)シにより特定自動運行計画に記載された体制及び手順によって、当該措置が適切に行われるかどうかを審査する。

当該審査に当たっては、特定自動運行計画において、例えば特定自動運行主任者又は同者の指示を受けた特定自動運行業務従事者が駆け付けて特

定自動運行用自動車を運転することにより当該措置を行うこととされている場合、当該駆け付け及び運転が円滑かつ速やかに行われるか（適当な駆け付け拠点において適当な体制がとられているか、マニュアル等が整っているか）を確認すること。

- (ク) 新法第75条の22第2項の規定により特定自動運行主任者が実施しなければならない、特定自動運行用自動車が緊急自動車等の通行を妨げないようにする措置

前記1(3)シにより特定自動運行計画に記載された体制及び手順によって、当該措置が適切に行われるかどうかを審査する。

当該審査に当たっては、特定自動運行計画において、例えば特定自動運行主任者の指示を受けた特定自動運行業務従事者が待機拠点から駆け付けて特定自動運行用自動車を運転することにより当該措置を行うこととされている場合、当該特定自動運行主任者と特定自動運行業務従事者との間において円滑に連絡がなされ、当該特定自動運行業務従事者の駆け付け及び運転が円滑かつ速やかに行われるか（適当な駆け付け拠点において適当な体制がとられているか、マニュアル等が整っているか）を確認すること。

- (ケ) 新法第75条の22第3項の規定により特定自動運行主任者が実施しなければならない特定自動運行用自動車の駐車の方法の変更等

前記1(3)シにより特定自動運行計画に記載された体制及び手順によって、当該措置が適切に行われるかどうかを審査する。

当該審査に当たっては、特定自動運行計画において、例えば特定自動運行主任者が遠隔型自動運転システムを用いて当該特定自動運行用自動車を運転することで駐車位置を調整することにより当該措置を行うこととされている場合、特定自動運行を管理（遠隔監視）する場所に当該遠隔型自動運転システムを用いて運転するために必要な装置が備えられており、当該運転が円滑かつ速やかに行われるかを確認すること。

なお、遠隔型自動運転システムを用いて運転する場合は、後記6(2)に記載の点に留意すること。

- (コ) 新法第75条の23第1項の規定により特定自動運行主任者が実施しなければならない、交通事故があった場合の消防機関への通報、現場措置業務実施者を当該交通事故の現場に向かわせる措置及び警察官への交通事故発生日時等の報告

前記1(3)シにより特定自動運行計画に記載された体制及び手順によって、当該通報等が適切に行われるかどうかを審査する。

当該審査に当たっては、当該通報等を行うための電話機等が特定自動運行を管理する場所に備えられているかを確認するほか、現場措置業務実施者に連絡する方法や、同現場措置業務実施者が速やかに当該交通事故の現場に駆け付けることができるか（適当な駆け付け拠点において適当な体制

がとられているか、マニュアル等が整っているか) についても確認すること。

なお、当該駆け付けに要する時間については法令上定められていないものの、例えば交通の頻繁な道路において、現場措置業務実施者が交通事故の現場に到着し後記(サ)の措置を行うまでの間、長時間にわたって当該交通事故による積載物や損壊物等が放置され、周囲の交通に支障を及ぼすことがないように、当該駆け付けのために待機する拠点から特定自動運行の経路上の任意の地点までの移動に要する時間を調査するなどにより、当該駆け付けに要する時間が相当なものであるかを確認すること。

また、「交通事故発生日時等」とは、「交通事故が発生した日時及び場所、当該交通事故における死傷者の数及び負傷者の負傷の程度並びに損壊した物及びその損壊の程度、当該交通事故に係る車両等の積載物並びに当該交通事故について講じた措置」をいうこととした（新法第72条第1項）ところ、これらの事項を適確に把握し報告することができるかについても確認すること。

- (サ) 新法第75条の23第2項の規定により現場措置業務実施者が実施しなければならない、交通事故の現場において道路における危険を防止する措置

前記1(3)シにより特定自動運行計画に記載された体制及び手順によって、当該措置が適切に行われるかどうかを審査する。

なお、「道路における危険を防止する措置」とは、例えば、交通事故に係る車両等が道路上に放置され、又は積載物や損壊物等が飛散しており、そのため道路における危険を生じさせるおそれがある場合において、速やかにこれを安全な場所に移動させることをいう。

- (シ) 新法第75条の23第3項の規定により特定自動運行主任者が実施しなければならない、交通事故があった場合の負傷者の救護、道路における危険を防止する等の措置及び警察官への交通事故発生日時等の報告

前記1(3)シにより特定自動運行計画に記載された体制及び手順によって、当該措置が適切に行われるかどうかを審査する。

なお、当該措置は、法第72条第1項において車両等の運転者その他の乗務員に課せられた義務と同様のものである。

- (ス) 新法第75条の24の規定により読み替えて適用する新法第33条第3項の規定により特定自動運行主任者が実施しなければならない、踏切に停止している自動車があることを知らせるための措置及び当該自動車を踏切以外の場所に移動する措置

前記1(3)スにより特定自動運行計画に記載された体制及び手順によって、当該措置が適切に行われるかどうかを審査する。

当該審査に当たっては、

- 前記1(3)コ(ア)の措置が講じられている場合においては、直ちに鉄

道事業法（昭和61年法律第92号）の規定による鉄道事業者又は軌道法（大正10年法律第76号）の規定による軌道経営者への通報を行うための電話機等が特定自動運行を管理する場所に備えられているか

- 前記1(3)コ(イ)の措置が講じられている場合においては、非常信号を行うための発煙筒等の非常信号用具が特定自動運行用自動車に備えられているか
- 特定自動運行用自動車を踏切以外の場所に移動する措置（人力で踏切以外の場所に押し出す、レッカー車の手配を依頼するなどの措置）を講ずるための設備等が備えられているか

を確認すること。

なお、特定自動運行が終了した後、直ちに特定自動運行用自動車を運転し、又は運転させることができる場合（例えば、特定自動運行用自動車の自動運行装置に係る使用条件を満たさなくなり、特定自動運行が終了したものの、当該特定自動運行用自動車に乗車し、適当な運転免許を有する特定自動運行主任者が直ちに運転することができる場合）には、当該措置を講ずる必要はないことに留意すること。

- (セ) 新法第75条の24の規定により読み替えて適用する新法第75条の11の規定により特定自動運行主任者が実施しなければならない、本線車道等において自動車が停止していることの表示及び当該自動車を本線車道等以外の場所に移動する措置

前記1(3)セ及びソにより特定自動運行計画に記載された方法等によって、当該措置が適切に行われるかどうかを審査する。

当該審査に当たっては、

- 前記1(3)コ(ア)の措置が講じられている場合においては、新府令第9条の32に掲げる基準に適合する、特定自動運行用自動車が停止しているものであることを表示する装置が特定自動運行用自動車の後面その他の後方から進行してくる自動車の運転者が見やすい位置に取り付けられており、特定自動運行を管理する場所に当該装置を作動させるための装置が備えられているか
- 前記1(3)コ(イ)の措置が講じられている場合においては、停止表示器材を、後方から進行してくる自動車の運転者が見やすい位置に置く必要があるところ、特定自動運行用自動車に、府令第9条の17及び第9条の18に規定する停止表示器材が備えられているか
- 特定自動運行用自動車を本線車道等以外の場所に移動させる措置（レッカー車の手配を依頼するなどの措置）を講ずるための設備等が備えられているか

また、前記(ス)と同様に、特定自動運行が終了した後、直ちに特定自動運行用自動車を運転し、又は運転させることができる場合には、当該措置

を講ずる必要はないことに留意すること。

エ 特定自動運行計画に従って行われる特定自動運行（道路において特定自動運行が終了した場合を含む。）が他の交通に著しく支障を及ぼすおそれがないと認められるものであること（新法第75条の13第1項第4号）

特定自動運行中には、原則として交通違反に相当する危険が生じることはないとしても、例えばリスク最小化制御が著しく頻繁に作動したり、長時間停止し続けたり、他の自動車と比して著しく低速度で運行が行われたりする場合には、他の交通に対して著しく支障を及ぼすおそれがあり得ることを踏まえ、このような態様で行われる特定自動運行を認めないことにより、道路における交通の円滑等を担保するための基準である。

例えば、天候が悪化するなどの事由により特定自動運行が終了した場合には、特定自動運行業務従事者が駆け付けて自動車を運転することとしているにもかかわらず、当該駆け付けが速やかに行われず特定自動運行用自動車が長時間放置されたり、交通の頻繁な道路において当該道路における制限速度と比して著しく低速で走行したりすることが見込まれる特定自動運行計画となっていないこと等を確認することが想定される。

特定自動運行計画の当該基準への適合性の審査においては、前記1(3)カ等の記載事項により、特定自動運行計画に従って特定自動運行を行った場合や、同計画に従って特定自動運行が終了した場合の措置を講じた場合に、他の交通に著しい支障を及ぼすおそれがないことを確認すること。

なお、例えば安全性を確保するために制限速度と比して相当程度低速で特定自動運行が行われる見込みであるものの、他の交通に及ぼす支障が社会通念上許容し得る程度のものにとどまると認められる場合については、当該基準にいう「他の交通に著しく支障を及ぼす」ものには当たらないことに留意すること。

オ 特定自動運行計画に従って行われる特定自動運行が人又は物の運送を目的とするものであって、当該運送が地域住民の利便性又は福祉の向上に資すると認められるものであること（新法第75条の13第1項第5号）

同項第4号の基準により、特定自動運行により他の交通への著しい支障を及ぼすおそれがないことについては担保されているものの、前記エのとおり、他の交通に一定程度の支障を及ぼすおそれは依然として存在することを踏まえ、当該支障によって影響を受ける地域住民に対し、当該地域における移動手段の確保等の住民の利便性の向上や、医療、介護の出張サービスの提供等の住民の福祉の向上がもたらされることを担保するための基準である。

特定自動運行計画の当該基準への適合性の審査においては、前記1(3)エの記載事項や前記1(4)オの添付資料により、特定自動運行計画に従って行われる特定自動運行が、地域住民の利便性又は福祉の向上に資するものであることを確認すること。

この点、当該基準に係る審査に当たっては、無人自動運転移動サービスの需要の有無等について知悉していると考えられる者、すなわち、特定自動運行の経路をその区域に含む市町村の長に意見を聴かなければならないこととした（新法第75条の13第2項第2号）。

したがって、許可をしようとするときは、特定自動運行計画に従って行われる特定自動運行が地域住民の利便性又は福祉の向上に資すると認められるものであるかについて、特定自動運行計画の写し及び前記1(4)オの添付資料の写しを意見聴取書に添付するなどして、特定自動運行の経路をその区域に含む市区町村の長に確実に意見聴取を行うこと。

なお、当該意見聴取に対して、当該基準への適合性について異論が表明された場合であっても、許可の可否を判断する公安委員会としては、異論が表明されたことも考慮した上で、飽くまで総合的に判断すべきであることに留意すること。

(2) 国土交通大臣等及び市町村の長以外の者に対する意見聴取について

公安委員会は、特定自動運行の許可をしようとするときは、以下の者の意見を聴くことができることとした（新府令第9条の22）。

ア 特定自動運行の経路をその区域に含む都道府県の知事

特定自動運行の経路が複数の市区町村にわたる場合、それぞれの市区町村の長に対する意見聴取にとどまらず、より広域的に地域住民の利便性や福祉の向上を図る観点から、当該特定自動運行の経路をその区域に含む都道府県全体における特定自動運行の需要の有無等について知悉していると考えられる当該都道府県の知事に前記(1)オの許可基準の観点から意見を聴取することが適当である場合も想定される。

このような場合には、必要に応じ、当該都道府県の知事に意見聴取を行うこと。

イ 特定自動運行の経路を構成する道路の管理者

特定自動運行用自動車の自動運行装置が、自動運行補助施設をはじめ、特定の道路構造を前提とするものである場合には、当該特定自動運行の経路を構成する道路の構造を継続的に維持する必要があることから、例えば当該自動運行補助施設等の修繕等が行われる場合に特定自動運行実施者と道路管理者との間で緊密かつ適切に連絡が行われるか等について、前記(1)アの許可基準の観点から道路管理者に確認することが必要となることが想定される。

また、特定自動運行の経路における円滑な交通を確保するため、防護柵や路面標示等の整備等の措置が必要となる場合もあり、そのような場合にも、当該道路構造の維持、修繕又は管理に関して特定自動運行実施者と道路管理者との間で緊密かつ適切に連絡が行われるか等について、前記(1)エの許可基準の観点から道路管理者に確認することが必要となることが想定される。

したがって、特定自動運行用自動車の自動運行装置が自動運行補助施設等

の特定の道路構造を前提とする場合や、特定自動運行計画に係る特定自動運行が当該特定自動運行の経路を構成する道路の管理に密接に関連する場合等、特定自動運行を行うに当たり、当該特定自動運行の経路を構成する道路の管理者との間で適切に連携する必要がある場合には、当該道路管理者に意見聴取を行うこと。

ウ ア及びイに掲げる者のほか、学識経験を有する者その他の公安委員会が必要と認める者

特定自動運行が周囲の交通に与える影響や、特定自動運行が地域住民の利便性又は福祉の向上に資するか否かについて、個別具体的な特定自動運行の態様や、特定自動運行の経路付近の地域の地理的、文化的又は社会的な特性等に応じ、地域交通の分野の学識経験者、自治会及び商工会議所等の者に意見を聴くことが有用となる場合も想定される。

このような場合には、前記(1)エ及びオの許可基準の観点から、必要に応じ、これらの者に意見を聴くこと。

(3) 欠格事由について

特定自動運行の許可の取消しを受け、その取消しの日から5年を経過していない者のほか、法人が許可の取消しを受けた場合に当該取消しの原因となった事項が発生したときに役員として在任した者で、当該取消しの日から5年を経過していない者は、特定自動運行の許可を受けることができないこととした（新法第75条の14第1号）。

また、特定自動運行の許可を受けようとする者が法人の場合には、役員にこれらの者がいる場合にも、特定自動運行の許可を受けることができないこととした（新法第75条の14第2号）。

特定自動運行実施者が一の公安委員会から特定自動運行の許可の取消しを受けた場合、当該取消しを受けた事実は当該公安委員会を含む全ての公安委員会の管轄する区域内で当該特定自動運行実施者が行おうとする特定自動運行に係る欠格事由となることから、特定自動運行の許可を取り消したときは、後記4(4)のとおり、その旨を確実に国家公安委員会に報告すること。

なお、ここにいう「役員」とは、「業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む」こととされている（新法第51条の8第3項第2号）。

(4) 許可に付する条件について

公安委員会は、特定自動運行の許可をする場合において、必要があると認めるときは、当該許可に道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、必要な条件を付することができることとした（新法第75条の15第1項）。これは、前記(1)の許可基準に適合する特定自動運行が他の交通に著し

い支障を及ぼすおそれはないとしても、道路における円滑な通行に一定程度影響を及ぼすおそれがあり得ることを踏まえ、より一層の道路交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるときに、条件を付することができることとされたものである。

当該条件については、後記(6)アの許可証の所定の欄に記載し、所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

なお、公安委員会が付す条件としては、例えば次のものが想定される。

- 交通事故があったときは、特定自動運行用自動車内にいる者に救護措置や道路における危険防止のための措置等を講ずるよう協力を求めること。
- 特定自動運行用自動車に乗車している者が安全を確認しないでドアを開き、又は当該自動車から降りることにより交通の危険を生じさせないよう必要な措置を講ずること。
- 特定自動運行用自動車に乗車している者に座席ベルトを着用させるため必要な措置を講ずること。
- 特定自動運行用自動車に係る乗車人員の制限を超えて乗客を乗車させないこと。

また、公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため特別の必要が生じたときは、当該条件を変更し、又は新たに条件を付することができることとした（新法第75条の15第2項）。

この「特別の必要が生じたとき」とは、特定自動運行の許可を与えた後において、道路環境や交通環境の変化、特定自動運行計画の変更等その後の客観的事情の変更により、当該許可を行った時点において担保されていた交通の安全と円滑が担保されないこととなる場合のことをいう。

当該条件を変更し、又は新たに条件を付する場合については、法令上特段の様式が定められていないことから、別途書面を作成するなど、適宜の方法によりこれを行うこと。

なお、当該条件の変更及び新たな条件の付加については、「行政庁が、法令に基づき、特定の者を名宛人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分」であることから、行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第4号に規定する「不利益処分」に該当することとなるが、当該条件の変更及び新たな条件の付加は、許可を与えた後において、道路環境や交通環境の変化、特定自動運行計画の変更等の相手方の責に帰すべからざる客観的事情に基づいて行うものであり、相手方に弁明を行うべき内容がないことから、行政手続法第3章（第12条及び第14条の規定を除く。）の適用を除くこととした（新法第113条の2）ため、対応に誤りのないようにすること。

(5) 許可に係る公示について

公安委員会は、特定自動運行の許可又は特定自動運行計画の変更の許可をしたときは、その旨を公示しなければならないこととした（新法第75条の17）。

これは、前記(1)の許可基準に適合する特定自動運行により、著しく他に交通の支障を及ぼすおそれはないとしても、道路における円滑な通行に一定程度影響が及ぶおそれがあり得ることを踏まえ、交通の円滑を可能な限り確保するため、特定自動運行が行われることを住民等に広く周知し、例えば、特定自動運行の経路を普段利用している者が当該経路以外の道路を通行することが促されるなどの形で、他の交通に支障を及ぼすおそれの低減を図るためのものである。

当該公示については、インターネットの利用その他の方法により行うこととし、次の事項を公示することとした（新府令第9条の26）ところ、必ずしもインターネットを利用する方法で行う必要はないものの、特定自動運行が行われる地域の住民に広く周知することができる方法により行うこと。

また、前記の当該公示の趣旨に鑑み、特定自動運行の許可又は特定自動運行計画の変更の許可を行った場合には、当該特定自動運行の許可が取り消され、又は後記(6)ウの許可証の返納があったことにより特定自動運行が行われないこととならない限り、公示し続けること。

ア 許可をした旨

イ 特定自動運行実施者の氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名

ウ 特定自動運行の経路

エ 特定自動運行を行う日及び時間帯

オ 特定自動運行を行うための前提となる気象の状況

カ 特定自動運行を行うための前提となる道路の構造並びに特定自動運行及び特定自動運行が終了した場合に講じられる措置が他の交通に及ぼす影響の程度

アからカまでの公示事項は、どのような者が、どのような経路において、どのような態様で特定自動運行を行うかを周知するものであるところ、このうちイからカまでは、いずれも申請書及び特定自動運行計画の記載事項である（前記1(2)ア、(3)イ、ウ、オ及びカ）。

これらの記載事項について、確実に公示すること。

キ 許可の年月日

当該公示事項として、新府令別記様式第5の7の許可証に記載する年月日を記載すること。

ク アからキに掲げるもののほか、公安委員会が必要と認める事項

前記アからキ以外に、特定自動運行による交通の支障の程度を低減させるために有用な事項があれば、当該事項を公示することが想定される。

例えば、一の市区町村で複数の事業者が特定自動運行を行うなどの事由により、前記アからキまでの公示事項のみでは周辺住民が当該それぞれの特定自動運行を区別することが困難である場合には、特定自動運行用自動車の外

観の写真等を公示すること。

また、前記(1)ア、イ及びオ並びに(2)の意見聴取の結果については、意見聴取を行った個人が特定されるおそれがある場合、当該意見聴取結果に個人情報が含まれている場合等、公表すべきでない特別の事由がある場合を除き、当該公安委員会が必要と認める事項として原則公示により公表すること。

(6) 許可証の交付等

ア 許可をしたとき

公安委員会は、特定自動運行の許可をしたときは、新府令別記様式第5の7の許可証を交付しなければならないこととした（新府令第9条の19第1項）。

なお、新府令における「許可証の番号」は、同別記様式第5の7の許可証の上部左端に記載する番号を指す。

イ 許可証を亡失等したとき

許可証の交付を受けた者は、許可証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、その交付を受けた公安委員会に新府令別記様式第5の8の再交付申請書及び当該許可証（当該許可証を亡失し、又は滅失した場合にあっては、再交付申請書のみ）を提出して許可証の再交付を申請することができることとした（新府令第9条の19第2項）。

当該再交付を行う場合、許可証の番号や許可の年月日を修正する必要はないが、当該許可証の見やすい位置に「再交付」と記載するなどの方法により、再交付を受けた許可証であることを明確にすること。

ウ 特定自動運行を行わないこととしたとき

特定自動運行実施者は、特定自動運行を行わないこととしたとき、特定自動運行の許可が取り消されたとき、及び許可証の再交付を受けた場合において、亡失した許可証を発見し、又は回復したときは、遅滞なく、当該許可証をその交付を受けた公安委員会に返納しなければならないこととした（新府令第9条の38第1項）。

なお、特定自動運行の許可には期限がないことから、当該許可が取り消された場合を除き、特定自動運行実施者が新府令第9条の38第1項に規定する許可証の返納を行わない限り、当該許可の効力は失われないことに留意すること。

また、特定自動運行実施者が次のいずれかに該当することとなったとき、次に掲げる者は、遅滞なく、許可証をその交付を受けた公安委員会に返納しなければならないこととした（新府令第9条の38第3項）。

- 死亡した場合 同居の親族又は法定代理人
- 法人が合併以外の事由により解散した場合 清算人又は破産管財人
- 法人が合併により消滅した場合 合併後存続し、又は合併により設立された法人の代表者

なお、公安委員会は、許可証の返納を受けたときにも、次の事項について、インターネットの利用その他の方法により公示しなければならないこととした（新府令第9条の38第4項）ことから、対応に遺漏のないようにすること。

(ア) 許可が失効した旨

(イ) 特定自動運行実施者の氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名

(ウ) 特定自動運行の経路

(エ) 特定自動運行を行う日及び時間帯

(オ) 許可が失効した年月日

許可が失効した年月日については、特定自動運行を行わないことにしたことにより許可証の返納を受けた場合にあっては当該返納を受けた日、特定自動運行の許可が取り消されたことにより許可証の返納を受けた場合にあっては当該取消しを行った日を記載すること。

(カ) これらのほか、公安委員会が必要と認める事項

3 許可事項の変更

(1) 特定自動運行計画の変更許可

特定自動運行実施者は、特定自動運行計画を変更しようとするとき（後記(2)の軽微な変更を除く。）は、新府令別記様式第5の10の変更許可申請書を提出し、公安委員会の許可を受けなければならないこととした（新法第75条の16第1項、新府令第9条の23第1項）。

また、前記1(5)と同様に、申請者に対し、添付書類の追加提出及び特定自動運行計画への追記を指示することができることとした（新府令第9条の23第2項において準用する新府令第9条の21第2項）。

さらに、特定自動運行計画の変更の許可を行うに当たっては、前記2(1)の許可基準に適合するか否かを審査し、当該許可基準に係る国土交通大臣等及び市区町村の長への意見聴取を行う必要があるほか、都道府県の知事、道路管理者及び学識経験を有する者その他の公安委員会が必要と認める者への意見聴取を行うこと並びに許可に条件を付することができることとした（新法第75条の16第2項において準用する新法第75条の13及び第75条の15、新府令第9条の23第2項において準用する新府令第9条の22）。

例えば、同一公安委員会の管轄区域内において特定自動運行の経路を新たに追加する場合（従来A県A市で特定自動運行を行っていたものの、加えて同市から離れたA県C市でも特定自動運行を行うこととする場合）についても、特定自動運行計画の変更として申請することは可能であるため、事業者等に対する教示等に誤りのないようにすること。

また、当該申請に当たっては、変更の内容及び理由を明らかにするために参考となる資料がある場合には、これを当該変更許可申請書に添付する必要があることから、事業者等に対して適切に教示すること。

さらに、当該変更許可の申請を行う特定自動運行実施者が前記2(3)の欠格事由に該当しないことについては、当該特定自動運行実施者が以前に欠格事由への非該当性に係る審査を経て特定自動運行の許可を受けていることから、既に明らかであるため、欠格事由への非該当性に係る審査を行う必要はないことに留意すること。

加えて、当該変更許可を行った場合には、当該変更許可に係る特定自動運行実施者に対し、その旨を通知するとともに、当該特定自動運行に係る許可証を返納させた上で、新府令別記様式第5の7の許可証を再交付すること。

この場合、新たな許可証番号を付するとともに、許可証に記載する年月日は、当該変更許可を行った日とすること。

なお、前記2(5)のとおり、当該変更の許可を行った場合にも、その旨を公示する必要があることに留意すること。

(2) 軽微な変更等の届出

特定自動運行実施者は、

○ 前記1(3)アの特定自動運行用自動車の自動車登録番号又は車両番号及び車台番号の変更であって、当該特定自動運行計画に係る特定自動運行用自動車の台数の変更を伴わないもの

○ 前記1(3)キの特定自動運行を管理する場所の連絡先の変更

をしようとするときは、新府令別記様式第5の11の変更届出書及び当該特定自動運行に係る許可証を提出して、その旨をあらかじめ公安委員会に届け出なければならないこととした（新法第75条の16第3項、新府令第9条の24、新府令第9条の25第1項）。

また、特定自動運行実施者は、特定自動運行を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名並びにその役員の氏名及び住所を変更したときは、新府令別記様式第5の11の変更届出書及び当該特定自動運行に係る許可証を提出して、変更の日から30日以内に、公安委員会に届け出なければならないこととした（新法第75条の16第4項、新府令第9条の25第1項）。

これらの届出があった場合において、提出を受けた許可証に記載の事項に変更が生じる場合には、許可証を書き換える必要があることに留意すること。

また、当該軽微な変更等により、前記2(5)の公示事項に変更が生じた場合には、当該公示の内容についても修正を行うこと。

4 行政処分

(1) 特定自動運行実施者に対する指示

公安委員会は、特定自動運行実施者又はその特定自動運行業務従事者が、特定自動運行に関し新法若しくは新法に基づく命令の規定若しくは新法の規定に基づく処分又は他の法令の規定に違反した場合において、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるときは、特定自動運行実施者に対し、特定自動運行に関し必要な措置をとるべきこと（措置

をとるまでの間、特定自動運行を行わないことを含む。)を指示することができることとした(新法第75条の26第1項)。

「他の法令の規定に違反した場合」とは、例えば

- 特定自動運行が旅客自動車運送事業として行われる場合には、当該旅客自動車運送事業を行うに当たり遵守しなければならない道路運送法(昭和26年法律第183号)等の規定に違反した場合
- 特定自動運行実施者が特定自動運行用自動車の保有者である場合に、自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号)の規定に違反した場合

等が想定される。

当該指示は、後記(2)の許可の取消し及び許可の効力の停止の場合と同様、行政手続法第2条第4号の不利益処分該当することとなるから、これをしようとする場合には、行政手続法第13条第1項の規定に従い、当該指示の名宛人である特定自動運行実施者について意見陳述のための手続を執るほか、各種法令の規定に従い適正な手続により行うこと。

また、当該指示をしようとする場合において、当該指示に係る特定自動運行実施者による特定自動運行が道路運送法第2条第2項に規定する自動車運送事業(貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第2条第4項に規定する貨物軽自動車運送事業を除く。)又は貨物利用運送事業法(平成元年法律第82号)第2条第8項に規定する第二種貨物利用運送事業として行われるものであるときは、当該事業を監督する行政庁の意見を聴かなければならないこととした(新法第75条の26第2項)ことから、対応に誤りのないようすること。

(2) 許可の取消し及び許可の効力の停止

公安委員会は、次のいずれかに該当するときは、当該特定自動運行実施者に対し、特定自動運行の許可を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めてその効力を停止することができることとした(新法第75条の27第1項)。

- 特定自動運行実施者又はその特定自動運行業務従事者が、特定自動運行に関し新法若しくは新法に基づく命令の規定又は新法の規定に基づく処分に違反したとき
- 特定自動運行計画が前記2(1)の許可基準に適合しなくなったとき
- 特定自動運行実施者が前記2(3)の欠格事由のいずれかに該当することとなったとき

また、公安委員会は、当該許可の取消し又は効力の停止を行った場合には、新府令別記様式第5の12の通知書により当該処分を受けた者に通知することとした(新府令第9条の33)。

さらに、公安委員会は、特定自動運行の許可を取り消したときは、次の事項について、インターネットの利用その他の方法により公示しなければならないこととした(新法第75条の27第3項、新府令第9条の34)。

- ア 許可を取り消した旨
- イ 特定自動運行実施者の氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名
- ウ 特定自動運行の経路
- エ 特定自動運行を行う日及び時間帯
- オ 許可を取り消した年月日
- カ アからオまでのほか、公安委員会が必要と認める事項

また、当該許可の取消し又は許可の効力の停止をしようとする場合にも、行政手続法第13条第1項の規定に従い、当該処分の名宛人である特定自動運行実施者について意見陳述のための手続を執るほか、各種法令の規定に従い適正な手続により行うこと。

さらに、当該許可の取消し又は許可の効力の停止をしようとする場合においても、当該処分に係る特定自動運行実施者による特定自動運行が道路運送法第2条第2項に規定する自動車運送事業（貨物自動車運送事業法第2条第4項に規定する貨物軽自動車運送事業を除く。）又は貨物利用運送事業法第2条第8項に規定する第二種貨物利用運送事業として行われるものであるときは、当該事業を監督する行政庁の意見を聴かなければならないこととされた（新法第75条の27第2項において準用する新法第75条の26第2項）ことから、対応に誤りのないようにすること。

(3) 許可の効力の仮停止

次のいずれかに該当する場合において、道路における危険を防止するため緊急の必要があるときは、その事実があった場所を管轄する警察署長は、当該特定自動運行実施者に対し、その事実があった日から起算して30日を経過する日を終期とする特定自動運行の許可の効力の停止（以下「仮停止」という。）をすることができることとした（新法第75条の28第1項）。

- 特定自動運行中の特定自動運行用自動車に係る交通事故があったとき
- 特定自動運行実施者又はその特定自動運行業務従事者が、特定自動運行に関し新法若しくは新法に基づく命令の規定若しくは新法の規定に基づく処分又は他の法令の規定に違反したとき

また、警察署長は、仮停止を行った場合には、新府令別記様式第5の13の通知書により当該処分を受けた者に通知することとした（新府令第9条の35）。

さらに、仮停止をした警察署長は、速やかに、次の事項を公安委員会に報告しなければならないこととした（新法第75条の28第3項、新府令第9条の36）。

- 仮停止をした旨
- 仮停止に係る許可を受けた特定自動運行実施者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 仮停止を受けた許可に係る許可証の番号
- 仮停止の年月日

○ 仮停止の理由

特定自動運行中に交通事故が発生した場合等には、前記(1)の特定自動運行実施者に対する指示や、前記(2)の許可の取消し及び許可の効力の停止を行う蓋然性が高い一方で、これらの処分は行政手続法上の不利益処分に当たるため、その手続として意見陳述の機会の付与を行う必要があるなど、処分までの間に一定の期間を要することとなる。他方で、当該事情が発生した場合には、緊急に特定自動運行を行うことをやめさせなければ、その後の道路における危険を生じさせ、又は交通の妨害となるおそれが極めて高いことから、公安委員会によってこれらの行政処分を行うまでの間隙を補うものとして、当該事情が生じた場所を管轄する警察署長は、特定自動運行の許可の仮停止をすることができることとしたものである。

仮停止の期間は、当該仮停止を行うべき事由があった日から起算して30日を経過する日を終期とすることから、仮に当該事由があった後5日を経過した日に処分を行ったとすれば、仮停止の期間は25日間となることに留意すること。

なお、仮停止については、公益上、緊急に不利益処分をする必要があるものであるため、行政手続法第13条第2項第1号の規定により、行政手続法第13条第1項に規定する意見陳述のための手続を執る必要はないが、警察署長は、仮停止をしたときは、当該処分をした日から起算して5日以内に、当該処分を受けた特定自動運行実施者に対し弁明の機会を与えなければならないこととした（新法第75条の28第2項）ことから、道路交通法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第21号）による改正後の道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第27号）の規定に従い、適正な手続により行うこと。

また、仮停止は、公安委員会が当該仮停止を行うべき事由について特定自動運行実施者に対する指示又は許可の取消し若しくは許可の効力の停止を行った場合にはその効力を失うほか、仮停止を受けた者が許可の効力の停止を受けた場合には、仮停止をされていた期間は当該許可の効力の停止の期間に通算することとした（新法第75条の28第4項及び第5項）ため、対応に誤りのないようにすること。

(4) 国家公安委員会への報告

公安委員会は、前記(1)の特定自動運行実施者に対する指示若しくは前記(2)の許可の取消し若しくは許可の効力の停止をしたとき、又は前記(3)の警察署長からの報告を受けたときは、次の事項を国家公安委員会に報告しなければならないこととした（新法第75条の29、新府令第9条の37）。

○ 処分を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名並びにその役員の氏名及び住所

○ 処分の別及び理由

- 特定自動運行実施者に対する指示にあってはその内容
- 処分の期日及び処分に係る期間

特定自動運行の経路が複数の公安委員会の管轄区域にわたる場合や、同一の特定自動運行実施者が複数の公安委員会の管轄区域内でそれぞれ別の特定自動運行を行う場合等も想定されることから、一の公安委員会による行政処分に係る情報については、他の公安委員会にも確実に共有される必要がある。

したがって、前記(1)から(3)までの行政処分があった場合には、国家公安委員会に確実に報告すること。

なお、当該報告は、警察庁交通局交通企画課において受理することとするため、対応に誤りのないようにすること。

5 立入検査

公安委員会は、特定自動運行に関する規定の施行に必要な限度において、特定自動運行実施者に対し、その特定自動運行に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に、特定自動運行を管理する場所その他の特定自動運行実施者の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができることとした（新法第75条の25第1項）。

また、警察職員が前記の立入検査を行う際は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならないこととした（新法第75条の25第2項）。

さらに、公安委員会は、特定自動運行に関する規定の施行のため必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができることとした（新法第75条の25第4項）。当該照会内容及び照会対象の例としては、次のものが想定される。

- 行政処分の名宛人を特定するため、法人登記又は住民票を法務局又は市区町村に対して照会する。
- 特定自動運行用自動車の性能に関する事項を確認するため、自動車メーカー等に対して照会する。

なお、前記の立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない（新法第75条の25第3項）ことに留意すること。

6 その他

(1) 法令違反や交通事故があった場合の対応

ア 法令違反について

保安基準に適合する自動運行装置を用いれば、法の規定に違反することなく特定自動運行を行うことができることが担保されており、特定自動運行用自動車が整備不良車両に該当することとなった場合にも、当該自動車は、自動的に安全な方法で停止することとなるものであるが、自動運行装置を含む特定自動運行用自動車について適切に整備をしていなかったこと等により、特定自動運行中に法の規定に違反した通行が行われることも想定する必要がある。

この点、法は、車両及び路面電車（以下「車両等」という。）の通行方法に関して、車両等を規範の対象として規定を設けている（例えば、法第22条第1項においては、「車両は、…最高速度をこえる速度で進行してはならない」とこととされている。）ところ、特定自動運行用自動車についても車両等に含まれることから、これらの規定が適用されることとなる。

したがって、特定自動運行用自動車が車両等を規範の対象とした規定に違反した通行を行った場合には、当該違反について、前記4(1)の特定自動運行実施者に対する指示、前記4(2)の許可の取消し及び許可の効力の停止並びに前記4(3)の仮停止の対象、すなわち行政処分の対象となることに留意すること。

なお、車両等を規範の対象とした規定については、「規定の違反となるような行為をした者」に対して罰則が設けられている（例えば、法第118条第1項第1号においては、「第22条（最高速度）の規定の違反となるような行為をした者」に対する罰則が規定されている。）ところ、特定自動運行中の自動車の個別の挙動は、自動運行装置の作動によるものであり、特定自動運行実施者や特定自動運行主任者等の者の行為によるものではないことから、仮にプログラムの誤り等が違反の原因であれば、罰則の対象となる者は存在しないこととなる場合もあると考えられる。

他方で、例えば、

- ある規定に違反することの故意をもってプログラムに意図的に不適切な整備を行い、その結果として当該規定に違反した場合
- ある規定に違反する蓋然性が高いプログラムの不具合があることを知りながら、これを漫然と放置してその適切な整備を怠り、その結果として当該規定に違反した場合

等のように、その行為により当該車両等を規範の対象とした規定に違反することについて故意又は過失があり、かつ、その結果として違反が生じた場合には、当該行為を行った者が「規定の違反となるような行為をした者」に該当することもあり得る。

ところで、運転者を規範の対象とした規定（例えば、法第24条においては、「車両等の運転者は、…急ブレーキをかけてはならない」とこととされている。）については、特定自動運行には運転者が存在しないことから、特定自動運行には適用されないこととなる。

しかしながら、これらの規定に違反する行為が行われた場合と同様の通行が行われた場合には、自動運行装置が保安基準に適合しない蓋然性が高いと考えられるところ、このような場合には、車両法第41条第1項の「自動車は、次に掲げる装置について、国土交通省令で定める保安上の基準又は公害防止その他の環境保全上の基準に適合するものでなければ、運行の用に供してはならない」とする規定に違反するものである蓋然性が高く、当該違反が成立

する場合には、前記4(1)の特定自動運行実施者に対する指示、前記4(2)の許可の取消し及び許可の効力の停止並びに前記4(3)の仮停止の対象、すなわち行政処分の対象となり得ることに留意すること。

イ 交通事故について

(ア) 行政処分

特定自動運行において交通事故があったことそのものについては、前記4(1)の特定自動運行実施者に対する指示、前記4(2)の許可の取消し及び許可の効力の停止を行うことができる要件とはされていない。

他方で、保安基準に適合する自動運行装置を用いる場合には、原則として自動運行装置の作動を原因とする交通事故を発生させることなく安全に特定自動運行が行われることが担保されていることから、特定自動運行用自動車の挙動が要因と思料される交通事故があった場合には、当該特定自動運行にその原因となる法令違反がある蓋然性が高い。

この点、当該法令違反について前記4(1)の特定自動運行実施者に対する指示等を行うまでの間、緊急に特定自動運行を行うことをやめさせなければ、その後も道路において同様の危険を生じさせるおそれが極めて高いと考えられることから、このような場合には確実に前記4(3)の仮停止を行うこと。

また、特定自動運行中に交通事故が発生したものの、特定自動運行用自動車の挙動が当該事故の要因であると必ずしもいえないこと等から、即時に仮停止を行う必要は認められない場合にあっても、原則として、事故原因が明らかにされ、再発防止策が講じられるまでの間は特定自動運行を行わないことが望ましいと考えられることから、後記(3)のとおり、その旨を許可に係る指導事項として特定自動運行実施者に対して指導するなどにより、交通事故の原因が適切に究明されるよう、適切に制度を運用すること。

なお、例えば信号停車中の特定自動運行用自動車がその後方から進行してきた自動車に追突された場合等、明らかに当該特定自動運行に係る法令違反やシステムの不具合等がないと認められる場合には、「道路における危険を防止するため緊急の必要がある」とはいえないことから、前記4(3)の仮停止を行うことはできないことに留意すること。

(イ) 交通事故により人が死傷した場合の刑事責任等

a 基本的な考え方

(a) 特定自動運行に該当する場合について

特定自動運行に係る交通事故により人が死傷した場合の刑事責任については、捜査機関により収集された証拠に基づき個別に判断されるべきものであるが、一般論として言えば、例えば特定自動運行実施者や特定自動運行主任者、自動運行装置の開発者等が業務上必要な注意

を怠ったことにより、自動運行装置に不具合等を生じさせ、又は既にある不具合等を見過ごし、それが原因で特定自動運行に係る交通事故が発生し、よって人を死傷させたと認められる場合、すなわち、これらの者に過失（注意義務違反）が認められる場合には、刑法（明治40年法律第45号）第211条前段の業務上過失致死傷の罪が成立し得ると考えられる。

なお、同罪は過失犯であるところ、過失（注意義務違反）が認められるか否かの判断に当たっては、個別の事案ごとに、事故発生 of 具体的状況のほか、当該自動運行装置の性能、状態等の事情が考慮され得るものと考えられる。

(b) 特定自動運行に該当しないものについて

前記第2の1(2)のとおり、自動運行装置を用いて自動車を運行している場合であっても、例えば特定自動運行の許可を受ける前の試運転等を行う場合のように、「当該自動車の運行中の道路、交通及び当該自動車の状況に応じて当該自動車の装置を操作する者がいる場合」には、このような態様で行われる運行は、特定自動運行ではなく、法における「運転」に当たる。

このように、「運転」に当たる自動車の運行に係る交通事故により人が死傷した場合の刑事責任については、捜査機関により収集された証拠に基づき個別に判断されるべきものであるが、一般論として言えば、運転者については、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第5条の過失運転致死傷罪が成立し得、自動運行装置の開発者等については、刑法第211条前段の業務上過失致死傷の罪が成立し得ると考えられる。

なお、これらはいずれも過失犯であり、過失（注意義務違反）が成立する場合に成立し得るが、その判断に当たり、個別の事案ごとに事故発生 of 具体的状況のほか、様々な事情が考慮され得ることは前記(a)のとおりである。

b) 高速自動車国道等における交通事故について

特定自動運行に係る業務上過失致死傷の犯罪のうち、高速自動車国道等に係るものの捜査に必要な旅費、物件費、捜査費その他の経費については、国庫が支弁することとした（道路交通法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和4年政令第391号）による改正後の警察法施行令（昭和29年政令第151号）第2条第8号ツ）ため、対応に誤りのないようすること。

(2) 道路使用許可との関係

特定自動運行が終了した後に、当該特定自動運行用自動車の運転を行う場合において、当該運転が、遠隔型自動運転システムを用いて自動車を走行させ、

又は、特別装置自動車を走行させる態様により行われるものであるなど、一般交通に著しい影響を及ぼすような通行の形態又は方法により道路を使用する行為に該当するときは、特定自動運行の許可に加え、法第77条第1項の道路使用許可が必要となることに留意すること。

(3) 許可に係る指導事項

許可に係る指導事項としては、例えば次のものが想定される。

- 自動車損害賠償責任保険に加え、任意保険に加入するなどして、適切な賠償能力を確保するよう努めること。
- 特定自動運行の経路の道路及び交通の状況の変化や特定自動運行が行われる場所の天候等、当該経路に係る状況の把握に努め、特定自動運行中に当該特定自動運行用自動車の自動運行装置に係る使用条件を満たさないこととなる事由が生じるおそれの低減を図ること。
- 車両法の規定に基づく特定自動運行用自動車の点検及び整備を徹底し、特定自動運行用自動車が保安基準に適合しないおそれがある場合には、特定自動運行を行わないこと。
- 特定自動運行中に生じた自動運行装置の故障、不具合等の特異事案については、その状況を当該特定自動運行の許可に係る公安委員会に通報するとともに、再発防止策を報告すること。
- 特定自動運行中に交通事故が発生した場合には、事故原因が明らかにされ、再発防止策が講じられるまでの間は特定自動運行を行わないこと。

なお、これらの事項について、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るために必要と判断される場合には、新法第75条の15第1項の規定に基づき、許可の条件とすることを妨げるものではない。